

【令和4年度 佐伯市保育料（保育所利用）月額】

階層区分	世帯の所得区分	対 象	4月1日現在の年齢		備 考
			3歳未満児		
			標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	すべて	0	0	※1：「要保護世帯」とは母子世帯、父子世帯、障がい者の同居する世帯 ※2：生計を一にしている子どものうち第2子以降の保育料は、大分にご保育支援事業拡充等により無料になります。 ■ 保育料の算定については、市町村民税所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除、配当控除等を含まない）を算定の基礎とします。 また、第1階層を除き、当該年度の4月から8月分までは前年度分、当該年度9月から3月分までは当該年度分の市町村民税所得割課税額で算定します。
第2階層	市町村民税非課税世帯	すべて	0	0	
第3階層 要保護世帯※1	48,600円未満	第1子	5,350	5,300	
		第2子以降※2	0	0	
第3階層	48,600円未満	第1子	11,700	11,600	
		第2子以降※2	0	0	
第4階層 要保護世帯※1	48,600円以上 77,101円未満	第1子	5,400	5,400	
		第2子以降※2	0	0	
第4階層 多子範囲	48,600円以上 57,700円未満	第1子	18,000	17,800	
		第2子以降※2	0	0	
第4階層	57,700円以上 97,000円未満	第1子	18,000	17,800	
		第2子以降※2	0	0	
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	第1子	26,700	26,400	
		第2子以降※2	0	0	
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	第1子	36,600	36,100	
		第2子以降※2	0	0	
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	第1子	48,000	47,300	
		第2子以降※2	0	0	
第8階層	397,000円以上	第1子	62,400	61,500	
		第2子以降※2	0	0	

■ ひとり親控除について（令和3年度新設）

令和2年度まで、ひとり親家庭のうち、婚姻歴（事実婚含む）のない場合は税法上の寡婦（夫）控除が適用されていなかったため、平成30年9月より寡婦（夫）控除があったものとみなした世帯に「みなし寡婦（夫）控除」を適用し負担軽減を図ってまいりましたが、令和3年度からは、ひとり親控除が新設されたため、申告・年末調整の際に適用することにより、控除を受けられるようになりました。

■ 保育料の算定について

市町村民税所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除、配当控除等を含まない）を算定の基礎とします。

4月分～8月分：令和3年度の市町村民税（令和2年1月から令和2年12月までの収入に基づくもの）の額により算定

9月分～3月分：令和4年度の市町村民税（令和3年中の収入に基づくもの）の額により算定

令和4年4月1日現在の保育料です。制度改正により変更される場合があります。

市町村民税の更正等により保育料が変更する場合があります。該当する方はこども福祉課に必ず連絡してください。

- 4月1日現在の年齢が3歳以上の児童の保育所、認定こども園の保育料は無償です。（幼稚園利用は満3歳児から無償です。）ただし、保育所等の給食費、帽子代、行事に係る費用等は、保護者負担となります。